

# 生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)に係る掲示

国の定める診療報酬の改定により

高血圧、糖尿病、脂質異常症の治療で通院中の患者様はこれまでの特定疾患療養管理料が2024年6月から個人に応じた療養計画に基づき、より専門的総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行することになりました。

この改定に伴い、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へ、署名していただくこととなりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の投薬を行うことがあります。

窓口負担額は診療内容により変わりますので、検査を行った日などは窓口負担額が上がる場合があります。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。